

平成29年度第4回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	平成29年7月7日（金）						
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 会議室						
開会時間	13時30分		閉会時間		14時15分		
委員出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名		
	1番	庄倉 三保子	出席	10番	三嶋 國夫		
	2番	頼田 洋子	出席	11番	船谷 永泰		
	3番	岡田 篤幸	出席	12番	秦野 俊美		
	4番	岩田 有司	出席	13番	亀尾 和男		
	5番	植田 健	出席	14番	井田 憲美		
	6番	種 正明	出席	15番	井上 雅夫		
	7番	作野 英明	出席	16番	白川 透		
	8番	松川 徹	出席	17番	市川 春樹		
	9番	井上 武	出席	18番	恩田 一秀		
議事録署名委員	7番	作野 英明	8番	松川 徹			
出席吏員	事務局長 芝田 卓巳 事務局長補佐 亀尾 憲司 事務員 田邊 操枝						
傍聴人	0人						

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法施行規則第5条第1項の規定による2アール未満の農業用施設用地の認定について
第2号	非農地証明の交付について
第3号	農用地利用集積計画案の決定について
事項報告	(1) 農地法第18条第6項に規定する通知について (2) 報酬の改定について
事項報告	(1) 農業委員の公務災害補償制度について (2) その他

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開会	局長	ただいまより、平成29年度第4回南部町農業委員会総会を開会致します。本日は欠席者はおられません。農業委員会法第21条及び農業委員会会議規則第5条によりまして出席者が過半数に達しておりますので、本会は成立していることを報告致します。それでは会長の挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	～省略～
	局長	農業委員会会議規則第6条によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員： 7番 作野 英明 8番 松川 徹 書記：田邊 操枝
4. 議事	議長	『議案第1号農地法施行規則第5条第1項の規定による2アール未満

議案第1号 農地法施行規則第5条第1項の規定による2アール未満の農業用施設用地の認定について		の農業用施設用地の認定について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局長補佐	<p style="text-align: center;">【議案第1号朗読及び説明（議案書1号）】</p> <p>番号1</p> <p>土地の表示：登記：田 現況：田</p> <p>地籍：m²の内 m² 合計 田 1筆 m²</p> <p>申請人：</p> <p>用途：農業用施設用地</p> <p>転用目的及び施設の概要：農業用機械倉庫 施設面積 m²</p> <p>備考：現在、家の周辺に点在して置いてある農業用機械を1カ所に集め、営農の作業効率を高めるとともに、機械の保全管理に努めるため。</p>
	議長	現地調査を行っていますので、15番 井上雅夫委員より現地調査報告をお願いします。
井上雅夫 委員		本日、9時より、恩田会長、市川職務代理、亀尾委員、私、芝田局長、亀尾補佐の6名で現地調査を行いました。場所は、です。この度トラクターを購入されたが収納する所が無いという事です。現地調査資料の4ページにありますが、たくさんの機械を持っておられます。繁殖牛を飼育されている関係上、牧草を刈る機械や梱包する機械など色々な機械を持っておられまして、それらをあちらこちらに格納されているのを、1カ所にまとめて管理しやすいようにしたいという事です。番地の田1筆ですが、現在は稻は植わっていません。草刈り管理がしております。その南側の一角の縦9m横13mの土地に8m×12mの農業用機械倉庫を建設したいという事です。この地区は両側が山で、限られた用地で建てるのは困難です。周りの状況を見ましても転用は妥当ではないかと判断しました。
	議長	議案第1号につきまして質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一同	はい。
	議長	異議なしと認め『議案第1号農地法施行規則第5条第1項の規定による2アール未満の農業用施設用地の認定について』は議決認定されました。
議案第2号 非農地証明書の交付について	議長	『議案第2号 非農地証明書の交付について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局長	議案第2号 非農地証明書の交付について、下記の土地について交付申請のあった非農地証明書について、交付の可否について採決を求めます。内容につきましては、局長補佐より説明します。
	局長補佐	<p style="text-align: center;">【議案第2号朗読及び説明（議案書2号）】番号1</p> <p>土地の表示：登記：田 現況：宅地 m²</p> <p>合計：田 1筆 m²</p> <p>申請人：</p> <p>事由：平成 年に自宅離れを増築し、庭を造り現在に至る。</p> <p>備考：土地家屋償却資産課税台帳により、平成 年に居宅（離れ）の記載を確認。日付けの庭工事の見積書の写しにて庭の作成年を確認。（補足説明）さんから顛末書を貰っています。担当地区の農業委員さんから指導もして頂きました。</p>

	議長	議案第2号につきましても現地調査を行っていますので、井上委員より報告をお願いします。
	井上雅夫 委員	先ほどの事務局の説明どおり、既に離れが建っています。周りに用水が道路を囲むように通っていますので田に影響はありません。家が手狭になり、平成 年に離れや庭を造られたそうです。それに関する顛末書は貰ってあります。かなりの大所帯で 人が住んでおられます。敷地何の南側には車を置くスペースがかなり取ってあります。非農地証明はやむを得ないのではないかと思います。
	議長	議案第2号につきまして質疑を受けます。
	作野委員	申請が m ² という事ですが、お母屋の場所と、駐車場としても使われていて書いてありますが、どの様な状況なのか。 m ² の中にどのような割合で、離れ、庭、駐車場が使われているのか詳しく教えて頂きたい。
	局長補佐	6ページの公図を見て頂きますと、申請地の北側 番地にお母屋が建っています。(ボードに、お母屋、離れ、庭、駐車場を書いて説明) 現在 人家族で車を 台所有されています。離れの床面積は m ² です。庭は計っていません。
	作野委員	おおよその配置は分かりました。
	議長	補佐より相談がありました。一部は離れと庭、一部は駐車場ということでしたが、本人さんは、自分の土地に自分の家を建てるのが何故いけないのか全く分かっておられず、農地法についての知識を持っておられませんでした。しかし、してはいけないことですので、今後はしないという事で顛末書を書いて頂きました。農地法を知っていた上で指導も聞かれないのでなら、それなりの対処もありますが、なるべく農家の方の事情に沿うようにと考えましたことをご理解頂きたいと思います。
	作野委員	分かりました。
	議長	他にありませんか。ご異議ございませんか。
	一同	なし。
議案第3号 農用地利用集 積計画案の決 定について	議長	異議なしと認め『議案第2号 非農地証明書の交付については』は議決、交付することに決定します。
	議長	『議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局長	議案第3号農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程により議決を求めます。
	局長補佐	<p>【農用地利用集積計画の要請の内容を整理番号ごとに朗読</p> <p>(議案書 3~6 ページ)】</p> <p>[新規]</p> <p>整理番号 109~ 110 番</p> <p>設定を受ける者 : 2名</p> <p>設定をする者 : 2名</p> <p>設定をする土地 : 6筆 計 12,011 m²</p> <p>(補足説明)整理番号 109 番ですが、この時期での申請の背景ですが、さんは田植の時期に骨折をされまして耕作ができないという事で に相談</p>

		<p>されたところ、11月末まで利用権設定を行うということで双方合意されたそうです。来年についてはさんの回復の具合で検討されるそうです。</p> <p>110番は、所有者はの方で保全管理の状況でした。以前より近隣の担い手の方に耕作して欲しいという話しがあります、担当地区の農業委員さんと事務局で調整して今回の利用権設定となりました。</p> <p>この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します</p>
	議長	3号議案につきまして質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	異議なしと認め、『議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について』は承認されました。
5. 報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書について	議長	『農地法第18条第6項の規定による通知書について』上程します。
	局長補佐	<p>【『農地法第18条第6項の規定による通知書について』</p> <p style="text-align: right;">朗読及び説明（議案書8号）】</p> <p>永小作でしたが、現在は耕作されてなく保全管理の状態だそうです。今後はさんが保全管理をされるそうです。担当農業委員さんと現場を見ましたが、柿の木が10本ほど植えてある以外は耕作されておらず、報告どおりの保全管理の状態でした。</p>
	議長	質疑を受けます。
		(質問・意見なし)
	議長	農地法第18条第6項の規定による通知書について報告を終わります。
(2) 報酬の改定について	議長	『(2)報酬の改定について』説明をお願いします。
	局長	報酬の改定について報告します。6月の議会において特別職の非常勤の報酬改定がありました。農業委員さんは、7月19日で任期が終わられるわけですが、この改定は7月1日より適用となりました。7月1日から19日までは、9ページの改定後(B)の日割り計算で報酬をお支払いします。
	議長	皆様方からご質問ございませんか。
	井上 武 委員	広報紙では、農地利用最適化推進員は25,700円となっていましたが。
	局長補佐	広報紙では従前の金額が載っていますが、7月1日より29,000円です。
6. その他 (1) 農業委員等の公務災害補償制度について	議長	『(1)農業委員等の公務災害補償制度について』説明を願います。
	局長補佐	～省略～
(2) その他	作野幹事	～省略～
	亀尾幹事	～省略～
	種監査員	～省略～
8、閉会	議長	3年間ありがとうございました。これにて平成29年度第4回南部町農業委員会総会を閉会します。